

介護職員処遇改善加算の届出等について

1 介護職員処遇改善加算制度について

- ・別添リーフレット参照。
- ・加算Ⅳ及びⅤは、一定の経過措置期間の後、廃止予定です。
- ・2019年10月からの「新しい経済政策パッケージ」に基づく更なる処遇改善については、現行の加算ⅠからⅢまでを取得していることが要件。（詳細な情報が入り次第、随時県ホームページ等でご案内します。）

2 介護職員処遇改善計画書の提出時期について

介護職員処遇改善加算を算定するすべての事業者は、年度ごとに計画書の提出が必要です。提出書類や提出先等は、随時ホームページで案内しています。

【提出期限（例年）】

- ①継続して加算を取得するとき 前年度の2月末までに提出
- ②年度の途中で加算を取得するとき 取得する月の前々月の末日までに提出

【注意点】

- ・毎年度、計画書を作成し提出する必要があります。
- ・提出期限は厳守してください。

3 変更届出について

計画書の内容に以下の変更が生じたときは、変更届の提出が必要です。事前に、提出先（高齢対策課または健康福祉センター）へご相談ください。

- ①会社法による吸収合併、新設合併等により計画書の作成単位が変更となる場合
- ②複数事業所を一括して計画書を作成する場合で、新規指定、廃止等により、対象事業所等に増減があった場合
- ③就業規則や給与規定を変更した場合（介護職員の処遇に関する内容に限る）
- ④キャリアパス要件等に関する適合状況に変更があった場合（加算区分に変更が生じる場合または加算Ⅲ若しくはⅣを算定している場合におけるキャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件の要件間に変更が生じる場合に限る）

4 実績報告書の提出時期

計画書を提出した全ての事業者は、年度ごとに実績報告書の提出が必要です。提出書類や提出先等は随時ホームページで案内しています。

【提出期限】

加算を算定した年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日まで（毎年7月末まで）

※ ホームページの掲載場所について

栃木県ホームページ > 福祉・医療 > 高齢者 > 介護保険 > 事業者の方へ（各種手続き、指導監査等） > 介護職員処遇改善加算の届出について

「介護職員処遇改善加算」のご案内

厚生労働省では、介護の現場で働く介護職員の方の処遇改善を図るため、「介護職員処遇改善加算」をご用意しております。

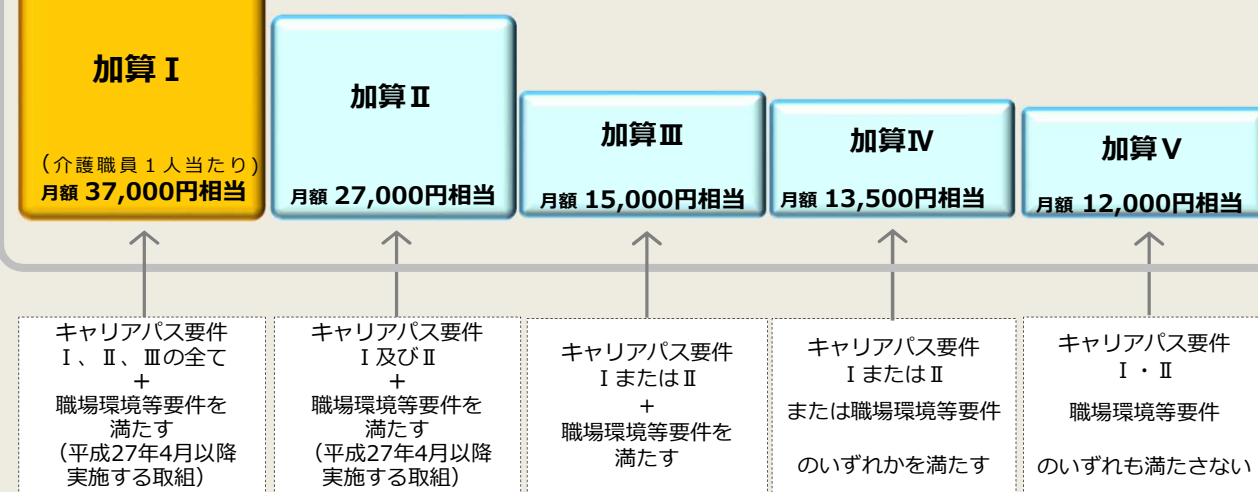
Q1. 「介護職員処遇改善加算」ってどのような制度？

A1. 全5区分からなる、区分ごとに設定された要件を満たした介護事業所で働く介護職員の方の賃金改善を行うための加算です。

▶ 「加算Ⅰ」を取得すれば**介護職員1人当たり月額3万7千円相当の加算**が受け取れます。

※1 加算を取得した事業所においては、加算相当額の賃金改善を行うことが必要となります。
 ※2 加算Ⅳ及びⅤは、一定の経過措置期間の後、廃止することが決定されております。

＜全5区分＞



Q2. 「キャリアパス要件」「職場環境等要件」とは？

A2. 介護職員処遇改善加算の申請のために必要な要件は以下のとおりです。申請できる加算の区分は、どの要件を満たしているかによって異なります。

▶ **キャリアパス要件：Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの3種類の要件があります。**

- Ⅰ…職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系の整備をすること
- Ⅱ…資質向上のための計画を策定して、研修の実施または研修の機会を設けること
- Ⅲ…経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること。

キャリアパス要件Ⅲによる昇給の仕組みの例

- 「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組み
- 「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組み
- 「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組み

▶ **職場環境等要件：賃金改善以外の処遇改善（職場環境の改善など）の取組を実施すること。**

※ 介護職員処遇改善加算を取得するにあたっては、賃金改善等の処遇改善の内容等について、雇用する全ての介護職員へ周知することが必要です。

Q3. 「介護職員処遇改善加算」の目的は？

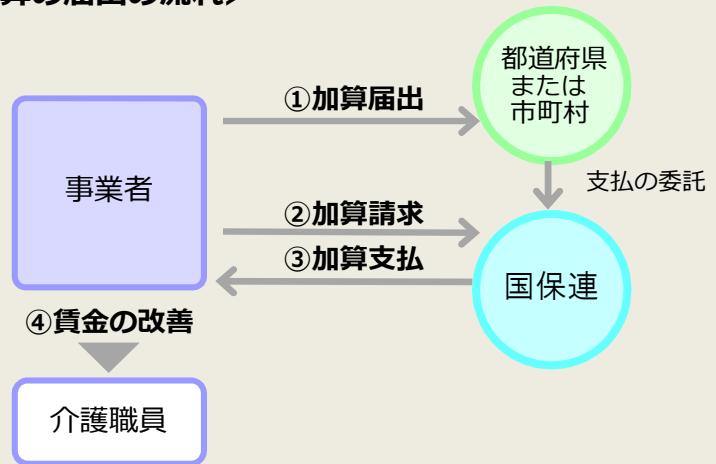
A3. 介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備とともに、介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設された加算です。

▶加算を取得した事業者は、介護職員の研修機会の確保や雇用管理の改善などとともに、加算の算定額に相当する賃金改善を実施する必要があります。

▶事業者は都道府県などに加算の届出をした上で、加算請求は国保連に行う必要があります。

支払の委託を受けた国保連は事業者に加算（報酬）を支払い、事業者は介護職員の賃金改善を行います。

<加算の届出の流れ>



<介護職員処遇改善加算Ⅱ～Ⅴを取得している場合>

「加算Ⅰ」を取得すると、加算Ⅱに比べ更に月額平均1万円相当、介護職員の方の賃金を上げることができます。

- ◆加算Ⅰを取得するには、キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ及び職場環境等要件を全て満たすことが必要となります。
- ◆加算の申請には、介護職員処遇改善計画書と就業規則・給与規程などの必要書類を、都道府県知事などへ届け出る必要があります。



<介護職員処遇改善加算をまだ取得していない場合>

加算の取得によって、これまでよりも介護職員の方への賃金を増やすことができます。あなたの事業所が算定要件を満たしているかどうか確認してみてください。

- ◆加算の算定要件の確認と申請には、介護職員処遇改善計画書と、就業規則・給与規程などの必要書類を、都道府県知事などへ届け出る必要があります。

詳しくは各自治体の介護保険の担当部署にお問い合わせください。



お問い合わせ先：

各自治体ごとに適宜記載し、ご活用ください